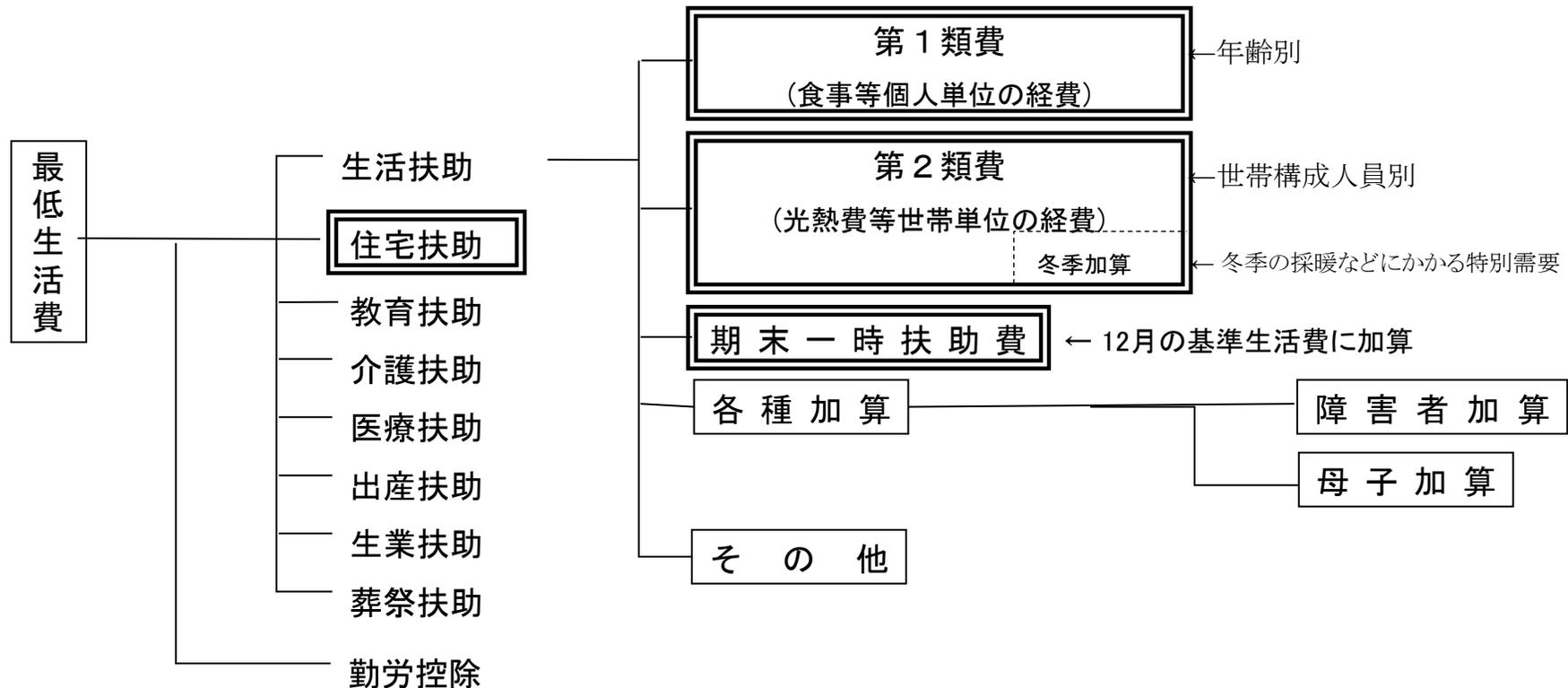


地域別最低賃金と生活保護について

# 生活保護に係る施策との整合性①

## 保護基準の概要

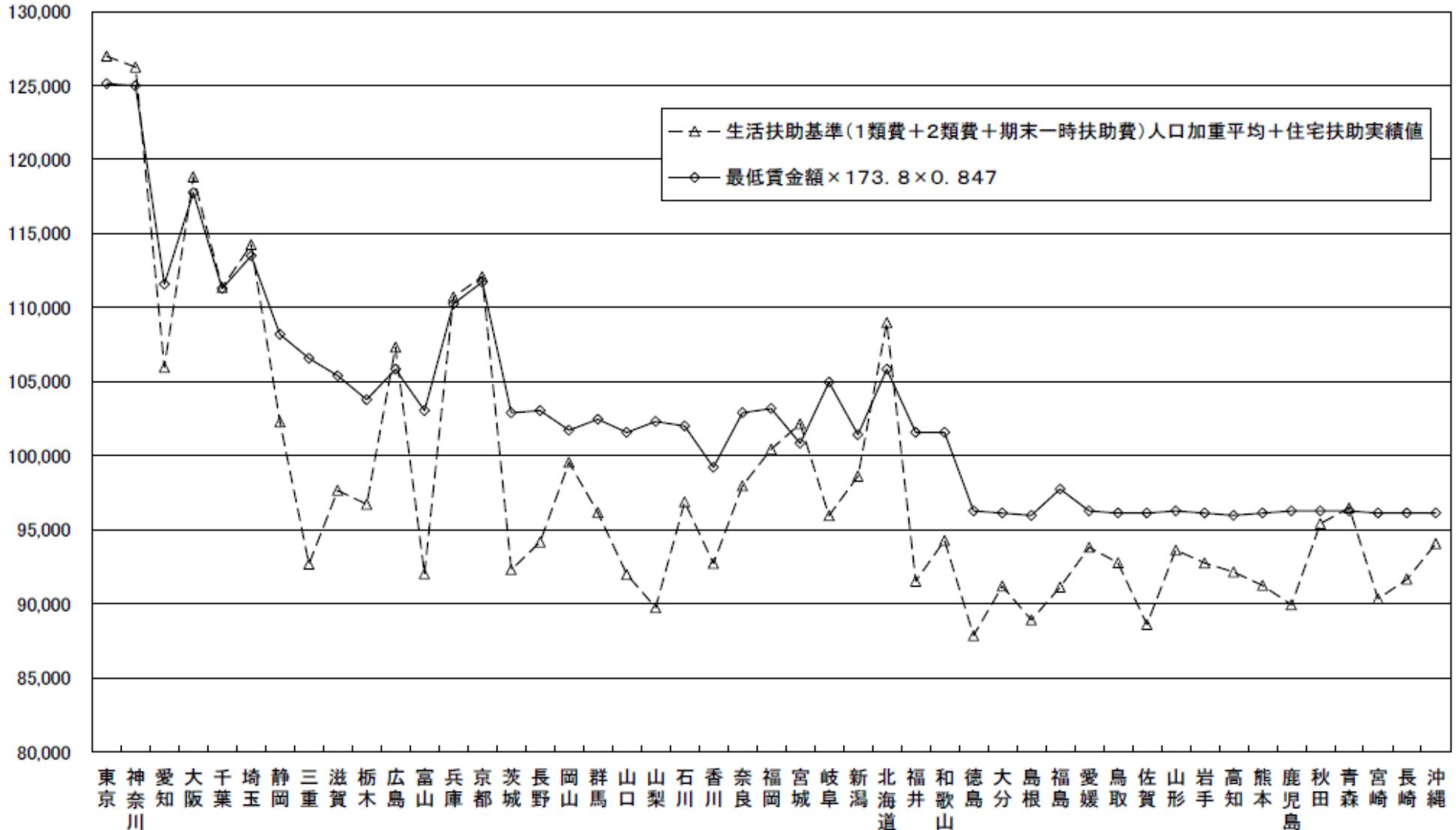
最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯の構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（生活扶助～葬祭扶助の8種類）に定める。



# 生活保護に係る施策との整合性②

生活保護(生活扶助基準(1類費+2類費+期末一時扶助費)+住宅扶助)と最低賃金

単位:円



# 生活保護に係る施策との整合性③

## H25年度の乖離額について

都道府県	平成23年度データ に基づく乖離額 (A)	平成24年度地域別最低 賃金引き上げ額 (B)	最新の乖離額 (A-B)
北海道	36	14	22
青森	9	7	2
宮城	19	10	9
埼玉	18	12	6
千葉	9	8	1
東京	26	13	13
神奈川	22	13	9
京都	11	8	3
大阪	22	14	8
兵庫	14	10	4
広島	20	9	11

# 生活扶助基準の適正化等の基本的考え方

基準の見直しは、合理的な考え方に基づき「適正化」を図るもの。

## ①制度内の「歪み」の調整

- ・ 厚生労働省の生活保護基準部会における検証結果に基づき、年齢・世帯人員・地域差等の制度内の「歪み」（※）を調整  
→ 制度内の不均衡を適正化

## ②近年のデフレ傾向を踏まえた調整

- ・ 近年のデフレ傾向にもかかわらず生活扶助基準が据え置かれてきたことを踏まえ、物価の変動分（4.78%）を勘案  
→ 前回の基準見直し（平成20年）の段階と実質的な購買力が同等となるよう適正化

## ③激変緩和措置

- ・ 影響を一定程度に抑える観点から、現行基準からの増減幅は、±10%を限度となるように調整。
- ・ 平成25年8月（※）から27年度まで、3年程度をかけて段階的に実施。

※受給者への周知や自治体のシステム改修の期間を考慮